

郡山市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

郡山市長 品川 萬里

郡山市規則第14号

郡山市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 郡山市放課後児童クラブ条例施行規則（令和5年郡山市規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入所の申請等)</p> <p>第4条 児童クラブに入所（以下「入所」という。）させようとする児童の保護者は、次の各号に掲げる書類を、市長（条例第22条第1項の規定により指定された指定管理者の指定の期間中にある場合は、指定管理者。次条から第8条までの規定において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(入所の申請等)</p> <p>第4条 児童クラブに入所（以下「入所」という。）させようとする児童の保護者は、次の各号に掲げる書類を、市長（条例第22条第1項の規定により指定された指定管理者の指定の期間中にある場合は、指定管理者。次条から第9条までの規定において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(延長利用の申請等)</u></p> <p>第5条 <u>児童クラブの延長利用をしようとする児童の保護者は、郡山市放課後児童クラブ延長利用申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による申請があったときは、延長利用の可否を決定し、延長利用の許可をするときは郡山市放課後児童クラブ延長利用通知書（第8号様式）により、延長利用の許可をしないときは郡山市放課後児童クラブ延長利用不許可通知書（第9号様式）により、当該申請をした者に通知する。</u></p>
<p>(申請事項等の変更)</p> <p>第5条 前条第3項の規定により入所の許可を受けた児童の保護者は、申請に関する事項、添付書類その他申請に係る内容に変更が生じたときは、郡山市放課後児童クラブ申請事項変更届（第7号様式）により市長に届け出</p>	<p>(申請事項等の変更)</p> <p>第6条 第4条第3項の規定により入所の許可を受けた児童の保護者又は前条第2項の規定により延長利用の許可を受けた児童の保護者は、それぞれの申請に関する事項、添付書類その他申請に係る内容に変更が生じたとき</p>

なければならない。

(入所の取消し等)

第6条 市長は、条例第10条の規定により入所を取り消し、又は利用を一時的に停止させるときは、郡山市放課後児童クラブ入所取消・利用停止通知書（第8号様式）により児童の保護者に通知するものとする。

(退所)

第7条 児童クラブを退所しようとする児童の保護者は、当該退所の理由が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、郡山市放課後児童クラブ退所届（第9号様式）により市長に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 条例第10条の規定による入所の取消し

(使用料の免除等)

第8条 (略)

2 使用料の免除を受けようとする児童の保護者は、郡山市放課後児童クラブ使用料免除申請書（第10号様式）により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、免除の可否を決定して、免除しようとするときは郡山市放課後児童クラブ使用料免除決定通知書（第11号様式）により、免除しないときは郡山市放課後児童クラブ使用料免除不許可決定通知書（第12号様式）により、当該申請をした者に通知する。

4 前項の規定により免除の決定を受けた者は、第1項各号に掲げる事由その他第2項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、郡山市放課後児童クラブ使用料免除理由変更届（第13号様式）により、直ちに市長に届け出なければならない。

5 市長は、第3項の規定により免除の決定を受けた当該免除の決定を取り

は、郡山市放課後児童クラブ申請事項変更届（第10号様式）により市長に届け出なければならない。

(入所又は延長利用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第10条の規定により入所又は延長利用の許可を取り消し、又は利用を一時的に停止させるときは、郡山市放課後児童クラブ入所・延長利用許可取消・利用停止通知書（第11号様式）により児童の保護者に通知するものとする。

(退所)

第8条 児童クラブを退所しようとする児童の保護者は、当該退所の理由が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、郡山市放課後児童クラブ退所届（第12号様式）により市長に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 条例第10条の規定による入所又は延長利用の許可の取消し

(使用料の免除等)

第9条 (略)

2 使用料の免除を受けようとする児童の保護者は、郡山市放課後児童クラブ使用料免除申請書（第13号様式）により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、免除の可否を決定して、免除しようとするときは郡山市放課後児童クラブ使用料免除決定通知書（第14号様式）により、免除しないときは郡山市放課後児童クラブ使用料免除不許可決定通知書（第15号様式）により、当該申請をした者に通知する。

4 前項の規定により免除の決定を受けた者は、第1項各号に掲げる事由その他第2項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、郡山市放課後児童クラブ使用料免除理由変更届（第16号様式）により、直ちに市長に届け出なければならない。

5 市長は、第3項の規定により免除の決定を受けた当該免除の決定を取り

消し、又は当該免除の決定に係る使用料の額を変更しようとするときは、郡山市放課後児童クラブ使用料免除取消・変更通知書（第14号様式）により申請をした者に通知する。

第9条～第14条（略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

消し、又は当該免除の決定に係る使用料の額を変更しようとするときは、郡山市放課後児童クラブ使用料免除取消・変更通知書（第17号様式）により申請をした者に通知する。

第10条～第15条（略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、延長利用に係る第5条から第7条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

第7号様式から第9号様式までの様式を削る。

第10号様式中「（第6条関係）」を「（第5条関係）」に改め、同様式を第7号様式とする。

第11号様式中「（第7条関係）」を「（第6条関係）」に、「郡山市放課後児童クラブ入所・延長利用許可取消・利用停止通知書」を「郡山市放課後児童クラブ入所取消・利用停止通知書」に、「（入所・延長利用）」を「入所」に改め、同様式を第8号様式とする。

第12号様式中「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同様式を第9号様式とする。

第13号様式中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同様式を第10号様式とする。

第14号様式中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同様式を第11号様式とする。

第15号様式中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同様式を第12号様式とする。

第16号様式中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同様式を第13号様式とする。

第17号様式中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同様式を第14号様式とする。

第2条 郡山市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（<u>入所及び延長利用の申請等</u>）</p> <p>第4条（略）</p> <p>(1) <u>郡山市放課後児童クラブ入所及び延長利用申請書（第1号様式）</u></p> <p>(2)（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（入所の申請等）</p> <p>第4条（略）</p> <p>(1) <u>郡山市放課後児童クラブ入所申請書（第1号様式）</u></p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) <u>勤務証明書（第3号様式）</u></p> <p>(4) <u>同意書（第4号様式）</u></p> <p>2（略）</p>

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、同項各号に掲げる書類に基づき入所及び延長利用の可否を決定し、入所及び延長利用の許可をするときは郡山市放課後児童クラブ入所及び延長利用通知書（第3号様式）により、入所及び延長利用の許可をしないときは郡山市放課後児童クラブ入所及び延長利用不許可通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（申請事項等の変更）

第5条 前条第3項の規定により入所及び延長利用の許可を受けた児童の保護者は、申請に関する事項、添付書類その他申請に係る内容に変更が生じたときは、郡山市放課後児童クラブ申請事項変更届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（入所及び延長利用許可の取消し等）

第7条 市長は、条例第10条の規定により入所及び延長利用の許可を取り消し、又は利用を一時的に停止させるときは、郡山市放課後児童クラブ入所・延長利用許可取消・利用停止通知書（第6号様式）により児童の保護者に通知するものとする。

（退所）

第7条 児童クラブを退所しようとする児童の保護者は、当該退所の理由が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、郡山市放課後児童クラブ退所届（第7号様式）により市長に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

（使用料の免除等）

第8条 (略)

2 使用料の免除を受けようとする児童の保護者は、郡山市放課後児童クラブ使用料免除申請書（第8号様式）により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、免除の可否を決定して、免除しようとするときは郡山市放課後児童クラブ使用料免除決定通知書

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、同項各号に掲げる書類に基づき入所の可否を決定し、入所の許可をするときは郡山市放課後児童クラブ入所通知書（第5号様式）により、入所の許可をしないときは郡山市放課後児童クラブ入所不許可通知書（第6号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（申請事項等の変更）

第5条 前条第3項の規定により入所の許可を受けた児童の保護者は、申請に関する事項、添付書類その他申請に係る内容に変更が生じたときは、郡山市放課後児童クラブ申請事項変更届（第7号様式）により市長に届け出なければならない。

（入所の取消し等）

第6条 市長は、条例第10条の規定により入所を取り消し、又は利用を一時的に停止させるときは、郡山市放課後児童クラブ入所取消・利用停止通知書（第8号様式）により児童の保護者に通知するものとする。

（退所）

第7条 児童クラブを退所しようとする児童の保護者は、当該退所の理由が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、郡山市放課後児童クラブ退所届（第9号様式）により市長に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

（使用料の免除等）

第8条 (略)

2 使用料の免除を受けようとする児童の保護者は、郡山市放課後児童クラブ使用料免除申請書（第10号様式）により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、免除の可否を決定して、免除しようとするときは郡山市放課後児童クラブ使用料免除決定通知書

(第9号様式)により、免除しないときは郡山市放課後児童クラブ使用料免除不許可決定通知書(第10号様式)により、当該申請をした者に通知する。

4 前項の規定により免除の決定を受けた者は、第1項各号に掲げる事由その他第2項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、郡山市放課後児童クラブ使用料免除理由変更届(第11号様式)により、直ちに市長に届け出なければならない。

5 市長は、第3項の規定により免除の決定を受けた当該免除の決定を取り消し、又は当該免除の決定に係る使用料の額を変更しようとするときは、郡山市放課後児童クラブ使用料免除取消・変更通知書(第12号様式)により申請をした者に通知する。

別表(第2条関係)

名称	定員
(略)	
大槻小児童クラブ第2教室	40名
大槻小児童クラブ第3教室	30名
(略)	
大島小児童クラブ第2教室	40名
大島小児童クラブ第3教室	40名
(略)	
行健小児童クラブ第3教室	40名
行健小児童クラブ第4教室	40名
(略)	
行徳小児童クラブ第1教室	60名
行徳小児童クラブ第2教室	30名
(略)	

(第11号様式)により、免除しないときは郡山市放課後児童クラブ使用料免除不許可決定通知書(第12号様式)により、当該申請をした者に通知する。

4 前項の規定により免除の決定を受けた者は、第1項各号に掲げる事由その他第2項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、郡山市放課後児童クラブ使用料免除理由変更届(第13号様式)により、直ちに市長に届け出なければならない。

5 市長は、第3項の規定により免除の決定を受けた当該免除の決定を取り消し、又は当該免除の決定に係る使用料の額を変更しようとするときは、郡山市放課後児童クラブ使用料免除取消・変更通知書(第14号様式)により申請をした者に通知する。

別表(第2条関係)

名称	定員
(略)	
大槻小児童クラブ第2教室	40名
(略)	
大島小児童クラブ第2教室	40名
(略)	
行健小児童クラブ第3教室	40名
(略)	
行徳小児童クラブ	60名
(略)	

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

郡山市放課後児童クラブ入所及び延長利用申請書

年 月 日

郡山市長（指定管理者）

申請者 住 所 _____
 （保護者）

氏 名（自署） _____

電話番号 _____

以下の児童を放課後児童クラブに入所及び延長利用させたいので申請します。

児童クラブ名		()児童クラブ どちらかに○(学区内・学区外)		入所希望日		年 月 日		
入所及び延長利用申請児童	1	フリガナ		男・女	生年月日	年 月 日		
		氏名			学 年	年		
	2	フリガナ		男・女	生年月日	年 月 日		
		氏名			学 年	年		
	3	フリガナ		男・女	生年月日	年 月 日		
		氏名			学 年	年		

利用予定曜日	月・火・水・木・金・土	お迎え時間	午後 時 分頃
延長利用予定曜日	月・火・水・木・金	お迎え時間が午後6時30分を超えた場合は、延長使用料が発生します。	

保護者・同居家族の状況	フリガナ 氏名 ※1	続柄	生年月日	申請理由 ※2	勤務先名又は 学校名及び学年	勤務先の電話 携帯電話

※1 保護者及び入所申請児童と同居している全ての方（児童本人を除く。）を記入してください。
 ※2 同居する父母及び65歳未満の祖父母のみ申請理由欄に該当する番号を記入してください。

申請理由 ※3	該当する番号を申請理由欄に記入してください。 1 就労のため 2 傷病・障がい等のため 3 同居の親族を常時看護・介護しているため 4 就学や職業訓練等のため 5 出産前後のため 6 その他 ()	市（指定管理者）記入欄	
		受付場所	<input type="checkbox"/> 市（指定管理者） <input type="checkbox"/> 児童クラブ
		受付年月日	. .
		受付者	

※3 申請理由を証する書類を添付してください。

児 童 健 康 状 態 等 調 査 票

児童の健康状態等について、該当する事項を○で囲み、できるだけ詳しく記入してください。

入所申請児童 1	児 童 名		
	健康状態等	持 病	無 ・ 有 ()
		服 薬	無 ・ 有 ()
		アレルギー	無 ・ 有 ()
	障がい等	障害者手帳(予定)	無 ・ 有 (身体 ・ 療育)
		特別支援学級在籍(予定)	無 ・ 有 (知的 ・ 情緒 ・ 通級)
その他、お子さんの特性や配慮すべき点があれば記入してください。			
入所申請児童 2	児 童 名		
	健康状態等	持 病	無 ・ 有 ()
		服 薬	無 ・ 有 ()
		アレルギー	無 ・ 有 ()
	障がい等	障害者手帳(予定)	無 ・ 有 (身体 ・ 療育)
		特別支援学級在籍(予定)	無 ・ 有 (知的 ・ 情緒 ・ 通級)
その他、お子さんの特性や配慮すべき点があれば記入してください。			
入所申請児童 3	児 童 名		
	健康状態等	持 病	無 ・ 有 ()
		服 薬	無 ・ 有 ()
		アレルギー	無 ・ 有 ()
	障がい等	障害者手帳(予定)	無 ・ 有 (身体 ・ 療育)
		特別支援学級在籍(予定)	無 ・ 有 (知的 ・ 情緒 ・ 通級)
その他、お子さんの特性や配慮すべき点があれば記入してください。			

緊急時の連絡先 例・郡山さくら（母）、福島史郎（祖父）など

優先順位	氏 名（続柄など）	電話番号1	電話番号2
1	()	携帯 / 勤務先 / 自宅	携帯 / 勤務先 / 自宅
2	()	携帯 / 勤務先 / 自宅	携帯 / 勤務先 / 自宅
3	()	携帯 / 勤務先 / 自宅	携帯 / 勤務先 / 自宅
4	()	携帯 / 勤務先 / 自宅	携帯 / 勤務先 / 自宅

第3号様式及び第4号様式を削る。

第5号様式を第3号様式とし、次のように改める。

年 月 日

様

郡山市長（指定管理者）



郡山市放課後児童クラブ入所及び延長利用通知書

申請のありました放課後児童クラブへの入所及び延長利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 児童氏名
- 2 児童生年月日
- 3 児童クラブ名
- 4 利用期間 年 月 日～ 年 月 日

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 4 指定管理者がこの処分を行った場合は、2中「郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）」を「当該処分を行った指定管理者を被告として」と読み替えます。

第6号様式を第4号様式とし、次のように改める。

年 月 日

様

郡山市長（指定管理者）



郡山市放課後児童クラブ入所及び延長利用不許可通知書

申請のありました放課後児童クラブへの入所及び延長利用について、次のとおり不許可としましたので通知します。

- 1 児童氏名
- 2 児童生年月日
- 3 児童クラブ名
- 4 不許可の理由

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 4 指定管理者がこの処分を行った場合は、2中「郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）」を「当該処分を行った指定管理者を被告として」と読み替えます。

第7号様式を第5号様式とする。

第8号様式を第6号様式とし、次のように改める。

年 月 日

様

郡山市長（指定管理者）



郡山市放課後児童クラブ入所・延長利用許可取消・利用停止通知書

以下の児童の放課後児童クラブの利用について、次の理由により入所及び延長利用の許可を（取り消す・停止する）こととしましたので通知します。

- 1 児童氏名
- 2 児童生年月日
- 3 児童クラブ名
- 4 取消（停止）日
- 5 取消（停止）理由

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 4 指定管理者がこの処分を行った場合は、2中「郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）」を「当該処分を行った指定管理者を被告として」と読み替えます。

第9号様式から第14号様式までを2様式ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の郡山市放課後児童クラブ条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の郡山市放課後児童クラブ条例施行規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。